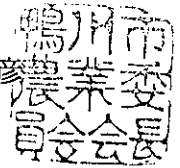




鴨川市農地利用最適化推進委員の委嘱の手續等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年 9月17日

鴨川市農業委員会会長 鈴木 正彦



鴨川市農業委員会告示第8号

鴨川市農地利用最適化推進委員の委嘱の手續等に関する規程の一部を改正する告示

鴨川市農地利用最適化推進委員の委嘱の手續等に関する規程(平成29年鴨川市農業委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「掲示場に掲示する」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。